

文化財として保護されたコウノトリ

*松田 聡¹

Oriental White Stork that has been conserved as a cultural property

*Satoshi Matsuda¹

¹ Miyazu Office, Kyoto Bureau, Yomiuri Shimbun

630, Nakagyo Ward Karasumadori Rokkaku-kudaru
Shichikannoncho, Kyoto City, Kyoto Pref. 604-8162, Japan

*E-mail: sato9055@yomiuri.com

はじめに

コウノトリは戦前から兵庫県北部で天然記念物として保護され、戦後は所管の文化庁から補助金を得た兵庫県が保護増殖事業と野生復帰事業を主導してきた。2005年に初めて兵庫県豊岡市で放鳥され、野外で順調に個体数を増やしている。生息域は全国に広がり、野生復帰事業を全国的に広げるためには、国の関与、調整が求められる状況となっている。

保護増殖事業を巡っては、1975年に自然保護を所管する環境庁（現環境省）と、天然記念物を所管する文化庁が覚書を交わし、文化庁が所管を継続させることになった。

この覚書は、天然記念物の所管を文化庁から環境庁に移すことを意図したもので、トキやライチョウ、尾瀬の湿原回復などは環境庁に移管された。しかし、コウノトリだけは文化庁のままとされた。その経緯については十分明らかになっていない。本稿では、天然記念物の維持管理行政の中でコウノトリの管理について交わされた関係文書などを精査し、文化庁で天然記念物を担当した元職員のインタビューも添えて、文化庁が天然記念物として保護増殖事業の所管を続けた理由を考察する。

文化庁の所管で兵庫県がコウノトリの保護増殖事業を主導したことにより、1985年に兵庫県に友好提携先の旧ソ連ハバロフスク地方政府からコウノトリの幼鳥が寄贈

された。4年後にコウノトリの繁殖に成功し、今日の野生復帰事業につながった。管理団体となった地元自治体の裁量を文化庁が認めたことが効果を発揮したといえ、天然記念物という文化財行政の成果とみるべきとの考えを述べる。

地元での保護活動と「天然記念物」指定

主に但馬地域で行われたコウノトリ保護の経緯については菊地・池田（2006）に詳しく述べられている。それによると、文化財行政によるコウノトリ保護は史蹟名勝天然記念物保存法が制定された1919年に始まったとみることができる。2年後の1921年、兵庫県出石郡室埴（むろはに）村（現在の豊岡市出石町）の鶴山鶴（コウノトリ）蕃殖（はんしょく）地が「天然記念物」に指定された。

保存法制定に先立つ日清、日露戦争の際には鶴山で繁殖したのが戦勝を予感させる吉兆とされ、コウノトリの繁殖は室埴村から多方面に宣伝された。陸海軍の最高幹部や文人らから書なども贈られた（菊地・池田 2006）。繁殖活動を見ようと大勢の観光客が訪れ、山中にはにわか造りの茶店「鶴見茶屋」もできた。繁殖への影響を懸念し、天然記念物への指定を求める文書では茶店を造って繁殖活動を阻害しないよう求める意見まで出ている（内田 1920）。瑞鳥としてもはやされる中で1921年に天然記念物指定が行われ、地域が管理団体となって保護する制度であったため、室埴村が管理団体となった。

戦後、文化庁で天然記念物担当の主任文化財調査官を務めた品田穰氏は退職後、筆者によるインタビュー（2019年11月18日、同年12月26日）で、次のように説明した。

「史蹟名勝天然記念物保存法の趣旨は動物とか植物とか自然じゃない。郷土の誇るべき自然を残すということで法律ができた。コウノトリという種類ではなく、鶴山のコウノトリ繁殖地として指定され、郷土で育て、コウノトリを觀賞する茶店ができた。地元の人が愛し、郷土の誇りとしてみんなで守ってきた。そういう所で天然記念物になった。貴重な動物だから、珍しいから天然記念物にしようというのではなかった。『郷土の人と自然とが一体化したものを残そう』『郷土の誇りだ』として

¹ 読売新聞大阪本社京都総局宮津通信部

604-8162 京都府京都市中京区烏丸通六角下七観音町630 読売新聞京都総局気付

*E-mail: sato9055@yomiuri.com

指定が始まった。それが、如実に表れているのがコウノトリだ」

『天然記念物事典』の「天然記念物保護の歴史とその意義」(品田 1971)によると、史蹟名勝天然記念物保存法は、明治時代にドイツの文化財保護制度に学んでつくられた。生物単体ではなく、その生物がいる場所を誇りにし、守るという考え方が日本にも取り入れられたのだと解き、「郷土愛」に基づく文化財保護だとしている。

戦後、文化財は旧文部省管轄の旧文化財保護委員会(後の文化庁)が管轄し、法律も文化財保護法に変わった。コウノトリは、1952年に特別天然記念物とされ、生息地が全般的に豊岡市内に変わったことから指定地を定めた保護では実情に合わなくなり、1953年に地域を定めない天然記念物となった。その後、環境悪化により生息個体数が急減する状況下で、1965年に野生個体を捕獲し、保護増殖事業が始まった。環境悪化で1971年に野生最後の個体が捕獲され、これ以前に捕獲した野生個体などを含めて繁殖が試みられたが成功はしなかった。

1985年に兵庫県は友好提携先の旧ソ連ハバロフスク地方政府からコウノトリ6羽を譲り受けた。この幼鳥6羽のうち2羽からできたペアは「Bペア」と名づけられ、多くの子孫を産み、保護増殖と野生復帰が順調に進む基礎となった。

この譲渡については、1984年に貝原俊民・副知事(当時)代理で旧ソ連ハバロフスク地方政府に派遣された兵庫県秘書課職員(当時)の井筒紳一郎氏にインタビューし(2020年1月16日)、経緯を尋ねた。以下は井筒氏の答えである。

「兵庫県から生物の絵本をハバロフスク地方政府に贈った。地方政府幹部から『返礼をしたいが、何か必要なものは』と問われた。この際、豊岡市で難航していたコウノトリ保護増殖が思い浮かんだ。ハバロフスク周辺にいたはずだと考え、『兵庫県ではコウノトリは絶滅しかけています。野生に復帰させるきっかけにしたいので、幼鳥をいただけませんか』と尋ねた。この幹部は『たやすいことです』と答えた。だが、本当に実現するのか半信半疑で帰国した」

その後の経緯は新聞記事などから引用する。翌年の1985年、兵庫県の淡路島で開かれた「くにうみの祭典」をハバロフスク地方政府執行委員会のV・S・パステルナーク議長が訪れた。7月8日に兵庫県庁で行った記者会見で「兵庫県の求めに応じ、コウノトリを贈る」と話した(著者不明 1985)。同月26日に幼鳥6羽が新潟空港に空輸され、豊岡市のコウノトリ飼育場が預かった(菊地・

池田 2006)。なお、兵庫県立コウノトリの郷公園(2008)ではパステルナーク議長の県庁の来訪日を7月18日としてあるが、記事の掲載日から誤記と考えられる。

天然記念物としてコウノトリの保護増殖を主導し、繁殖に難航する危機感を有し、なおかつ、友好関係があった兵庫県であったからこそ、ハバロフスク地方政府に譲渡を打診し、実現できたと指摘したい。

環境庁との関係

天然記念物として保護増殖、野生復帰事業が進む中、1971年に環境庁が発足した。元厚生事務次官の吉原健二氏が衆議院議員だった橋本龍太郎氏を振り返り綴った「福祉への愛と思い」と題する文章の中の「環境庁創設に尽力」とした項によると、全国では1960年代前半から公害が社会問題となり、政府は「公害対策庁」の設置を検討した(吉原 2012)。「環境保護庁」という名称も検討された(著者不明 1970)。政府は旧厚生省(現厚生労働省)国立公園部と農林水産省林野庁の鳥獣保護行政などを合わせて環境庁を発足させた。

環境庁は自然保護行政も担うとし、文化庁が行っていた天然記念物の保護増殖事業との調整が必要になった。これは、1973年に衆議院公害対策並びに環境保全特別委員会で行われた質疑応答がきっかけになっている。国立国会図書館ホームページの国会会議録検索システム(<https://kokkai.ndl.go.jp/#/>)で「コウノトリ」と入力し、検索して衆議院公害対策並びに環境保全特別委員会議録(著者不明 1973)を得た。その内容は次の通りである。

衆議院議員で同委員会の委員だった橋本龍太郎氏は「文化財関係の天然記念物と自然保護の関係の調整というものが懸案となりながら論議をほとんど詰めることができないまま今日に至りました」「(環境庁の)鳥獣保護行政と文化庁の天然記念物行政は、二重行政という状態を来している」と指摘した。続いて、北海道のタンチョウなどを例にあげ、人工飼育は文化庁、生息地保護は環境庁が行っているが、生息環境の保全が第一だとし、仏像や古墳といった無生物という物を対象にした文化財保護に対して動植物の保護は二律背反の要素があると主張した。さらに、予算も人員も両庁に分かれていたため、環境庁に一本化して充実させるよう求めた。答弁に立った三木武夫・副総理兼環境庁長官は「鳥獣の保護という目的を達成するにはどういう行政機構がいいかという原点に立ち返って考えることがものの整理がつく出発点になる」と応じた。「文化庁は静的なものを守っていこう

という性格のもので、環境庁は変化のある非常に動的な性格を帯びている。天然記念物を静的にとらえては保護できない」として、生息の環境と離れた鳥獣の保護はなく、「環境庁に一元化するほうがよろしい」と話した。

『環境庁二十年史』（環境庁20周年記念事業実行委員会1991）には、当時の両庁での協議について次のように記載されている。

「昭和49年（1974年）には、鳥獣保護区特別保護地区や国立・国定公園の特別保護地区等に生息する特定動植物にかかる天然記念物の保護行政が文化庁から環境庁に一元化され、総合的な鳥獣保護行政が胎動し始めた。50年から、トキやライチョウ等の保護増殖事業は環境庁が実施するところとなった。天然記念物でもある特定の動植物の保護増殖事業については環境庁に移管すべき、という論議は環境庁の設置当初からあり、環境庁において実施した方がよりその保護を全うできる旨の48年の環境庁長官の国会答弁、環境庁に一元化すべき旨の自由民主党環境部会の決議を踏まえて文化庁から環境庁にこの事業が移管されることとなった」

衆議院での質疑応答や自民党環境部会での決議（後述）を経て1975年に環境庁と文化庁は「自然保護行政と天然記念物保護行政との調整について」と題した覚書を交わすに至った。環境庁は覚書を基に各都道府県に自然保護局長名の通達を出しており、これが、今回改めて確認した資料で、インターネットで掲載している文書（環境省1975）である。「天然記念物である動植物等の保護を周辺環境の保護と一体として行うことが適当であるものについては、それらの保護増殖の事業は、今後、環境庁が文化庁と協議して実施していくこととするものである」とし、「コウノトリについては従来どおり文化庁が現在の保護増殖の事業を実施することとして、例外的な取扱いをすることとしている」とある。覚書自体も環境省に情報公開請求をして写しを得たが、コウノトリについては特例で引き続き文化庁が現在の事業を実施すると書かれていた。

コウノトリのみを例外扱いしたことについては、当時、環境庁鳥獣保護課の課長補佐だった木本忠男氏が、鳥獣保護などの行政関係者を対象にした雑誌『鳥獣行政』（1975）に、「自然保護行政と天然記念物保護行政との調整について」と題した文章を記し、事業移管の経緯を書いている（木本 1975）。この中では、前述の衆議院公害対策並びに環境保全特別委員会での質疑応答とともに、1973年8月22日に自民党環境部会で「自然的性質を有する特定動植物の天然記念物については、生態的見地から、

その保護を図る必要があるため、当該行政を環境庁に一元化すべきである」との決議がなされたことを説明している。さらに、文化財保護法は「物」そのものの保護を重視し、周辺環境の保護は十分であるとは言いがたいと指摘した。

両庁は文化財保護法、文部省設置法、環境庁設置法などは改正せず、現行法制下で運用面での調整を行うとし、天然記念物と管理団体の指定、文化財保護法の許可は従来通り文化庁で行い、管理面は環境庁が担うとした。ただし、自然環境保全法、自然公園法など自然保護法制で責任を持って行為規制を行うことが可能な一定の地区の天然記念物の動植物などのほか、特定鳥獣増殖対策検討会で扱っていたイリオモテヤマネコなどに限っては、環境庁が保護増殖を担うとしたことを明らかにしている。コウノトリについては、「我が国の野生の最後のものが、ケージの中で生存しているに過ぎないという特別な事情にあるため、引き続き文化庁が現在の事業を実施する、という措置をとることにした」という。

両庁間の協議について、元文化庁主任調査官の品田氏に文化庁側の見方を2019年11月18日と12月26日に尋ねた。

「環境庁から天然記念物をくれと言ってきた。そこで、私たちが言ったのは、それじゃあ日本犬も天然記念物だけでも、環境庁設置法になじむんですかって。秋田犬とかいっぱいある。（秋田犬も）郷土の誇りだったわけ。環境庁は、犬の世話もするんですかということになって。それはいらないと向こうも言い出した。天然記念物保護増殖費っていう予算をほしかったのではないか。そこで仕分けが起り始めた。我々が主張したのは、コウノトリっていうのは核心部分であるということ。要するに天然記念物の本筋なのです。地元の熱意がすごかった。兵庫県もすごかった。知事の阪本さんなんか「コウノトリ」という本を書いたりした。兵庫県の担当の社会教育課課長の金川って人が非常に熱心で、『コウノトリをやりましょう』っていうんで。豊岡がまた熱心だった。昔からコウノトリに対する愛着があったんでしょうね。豊岡市職員の友田さんも。やっぱり天然記念物は動物じゃないんですよ。人間があって。今の里山と同じ。自然だけど、自然だけじゃない。人間の手が加わって成り立っていたのが里山です。それと同じで人間の手が加わって存続していたのがコウノトリの繁殖地だった」

コウノトリには天然記念物として地元を中心に保護してきた歴史と熱意があり、環境庁に移管を求められても文化庁側には譲る気がなかったことがわかる。

兵庫県は旧ソ連ハバロフスク地方政府から1985年7月に寄贈された幼鳥6羽の通関手続きを同年12月に終えた(兵庫県立コウノトリの郷公園 2008)。1980年代の日本は西側陣営として旧ソ連と対立しており、1983年には大韓航空機撃墜、1984年にはロサンゼルス五輪で旧ソ連などがボイコットするなど東西冷戦のさなかにあった点を考慮すると、国際間の希少種動物の輸入手続きは困難であったと推察される。この通関手続きは兵庫県がハバロフスク地方政府と友好関係にあったからこそ実現した。

管理団体として主体となって保護増殖事業を進める兵庫県がハバロフスク地方政府にコウノトリを求め、ハバロフスク地方政府も応じた。この受贈がなければ、コウノトリ飼育場で繁殖可能な個体は「武生」「多摩」など限られており、遺伝的多様性を考慮すると、現状のような飼育数を確保するのは困難であったとみられ、放鳥による野生復帰事業が今日のように行われたかは未知数である。

さらに、1975年の環境・文化両庁間の覚書で、環境庁が直轄事業として行わず、コウノトリ保護増殖の所管が文化庁のままとされたのは、兵庫県という地方自治体が進めた保護増殖と野生復帰の展開には結果的に好都合だったといえる。

おわりに

コウノトリは、史蹟名勝天然記念物保存法で天然記念物に指定されてから2021年で100年となる。天然記念物となる前を含めるとコウノトリ保護は明治期から1世紀を超える歴史があるといえるのではないかと。文化財の一つ、天然記念物として保護が続けられ、戦後に発足した環境庁に保護増殖事業を移管されることもなかった。この経緯を明らかにできた。

ただ、環境庁への移管が検討された際に根拠の一つとされた「周辺環境の保護は十分ではない」という指摘は、コウノトリの生息域が全国に広がる中で考慮されるべきだ。コウノトリが突然飛来して繁殖を始めた地域では、地元自治体にノウハウがなく十分対応できない。コウノトリの飼育施設と保全を図る機関でつくる「コウノトリの個体群管理に関する機関・施設間パネル」(IPPM-OWS)や、環境省や文化庁といった広域調整の機能を持つ官庁が周辺環境の保護を含めた取り組みを進める必要がある。人々の関心を引きつけるため、天然記念物の制度が始まった際の「郷土愛」を持てるような施策が

必要と感じられた。

謝 辞

金沢大学の菊地直樹氏や、恵泉女学園大学の篠田真理子氏からは戦前のコウノトリ保護に関する知識を得られた。文化庁で天然記念物を担当した元職員の品田氏にも、コウノトリの文化財としての意義、歴史、環境庁との協議について多大なる知識をいただいた。兵庫県秘書課の元職員、井筒氏からも旧ソ連ハバロフスク地方政府からコウノトリを贈られた経緯を教わった。皆さんにお礼を申し上げる。本稿の執筆を勧めて下さった山岸哲・兵庫県立コウノトリの郷公園名誉園長に謝意を表する。

摘 要

繁殖地が天然記念物に指定された1921年以降のコウノトリ保護の体制を調べた。天然記念物という文化財として保護され、戦後に自然保護行政を担当する環境庁が発足し、天然記念物保護行政を担っていた文化庁との間で保護増殖事業の所管が協議されたが、文化庁の扱いのままとされた。戦前の史蹟名勝天然記念物保存法に基づく指定の頃は繁殖を吉兆として地域の村から多方面に宣伝され、文化財保護法に引き継がれた後も環境悪化で生息数を減らすのに危機感を抱いた兵庫県などが熱心に取り組んだ。文化庁の所管にされたのは、環境庁との協議時点でコウノトリは天然記念物という文化財として飼育下でのみ生存し、環境庁が扱う自然界で生息していなかったという事情が考慮されたからだったとはいえ、コウノトリ保護増殖事業の関係者に地域の誇りである文化財を守ろうとする郷土愛が背景にあり、裁量が認められた兵庫県が主導して野生復帰事業に発展したことがわかった。

キーワード 郷土愛、覚書、兵庫県、環境庁、文化庁

引用文献

- 著者不明 (1970) 「環境保護庁」作る 首相指示で来年度予算に計上 公害専門の機構に。読売新聞1970年12月29日朝刊1面, 読売新聞社, 東京。
- 著者不明 (1973) 衆議院公害対策並びに環境保全特別委員会議録。国立国会図書館ホームページ国会会議録検索システム。[<https://kokkai.ndl.go.jp/#/>] 第七十一回国会衆議院公害対策並びに環境保全特別委員会議録第五号1973年3月2日。
- 著者不明 (1985) ソ連から友好のコウノトリ 来神中の

- ハバロフスク・議長が約束. 神戸新聞1985年7月9日朝刊社会面, 神戸新聞社, 神戸.
- 兵庫県立コウノトリの郷公園 (編) (2008) 特別天然記念物コウノトリ保護増殖事業の概要Ⅱ. 兵庫県立コウノトリの郷公園, 豊岡, pp. 32-35.
- 環境庁20周年記念事業実行委員会 (編) (1991) 環境庁二十年史. ぎょうせい, 東京, 643 p.
- 環境省 (1975) 各都道府県知事あて環境庁自然保護局長通達 自然保護行政と天然記念物保護行政との調整について. [<https://www.env.go.jp/hourei/18/000189.html>]
- 菊地直樹・池田 啓 (2006) 但馬のこうのとり. 但馬文化協会, 豊岡, 304 p.
- 木本忠男 (1975) 自然保護行政と天然記念物保護行政との調整について. 鳥獣行政研究会 (編) 鳥獣行政. 林野弘済会, 東京, pp. 1-6.
- 品田 穰 (1971) 天然記念物保護の歴史とその意義. 文化庁文化財保護部 (監) 天然記念物事典. 第一法規出版, 東京, pp. 308-318.
- 内田清之助 (1920) 天然記念物調査報告鶴及鸛ノ棲息地ニ関スルモノ. 史蹟名勝天然記念物調査報告, 内務省, 東京, pp.9-18.
- 吉原健二 (2012) 福祉への愛と思い——橋本さんと厚生省. 61人が書き残す政治家橋本龍太郎. 「政治家 橋本龍太郎」編集委員会 (編) 文藝春秋企画出版部, 東京, pp. 48-54.

